

佐賀県規則第38号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第23条第2項に規定する推進監、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、<u>組織規則第22条第2項に規定する政策調整監（以下「政策調整監（甲）」という。）及び当該政策調整監（甲）が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第2項に規定する推進監（以下「推進監」という。）</u>及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策調整監（甲）、推進監、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、</u></p>

改正前	改正後
<p>事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会議務局総務課副課長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、<u>地域包括ケア推進室長</u>、就労支援室長、がん撲滅特別対策室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、<u>教育情報化支援室長</u>、<u>人権・同和教育室長並びに全国高総文祭推進室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(19)</p> <p>(現金の直接収納)</p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワークによるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、その性質上領収証書の交付が必要と認められない収入金については、領収証書の交付は行わないものとする。</p> <p>2～8 略</p> <p>(資金前渡をすることができる経費)</p> <p>第70条 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>賃金</u></p>	<p>教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会議務局総務課副課長、<u>消防保安室長</u>、<u>防災航空センター準備室長</u>、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、<u>医療人材政策室長</u>、<u>がん撲滅特別対策室長</u>、<u>DX・スタートアップ推進室長</u>、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、<u>生徒支援室長並びに人権・同和教育室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(19)</p> <p>(20) <u>キャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネーその他現金を使用しない方式を用いた決済</u>をいう。</p> <p>(現金の直接収納)</p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワーク及び<u>キャッシュレス決済</u>によるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、その性質上領収証書の交付が必要と認められない収入金については、領収証書の交付は行わないものとする。</p> <p>2～8 略</p> <p>(資金前渡をすることができる経費)</p> <p>第70条 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>削除</u></p>

改正前	改正後
<p>(8)～(19) 略</p> <p>2・3 略 (競争契約の人数)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>賃金</u>、交際費、食糧費その他これらに類する科目からの支出に係るもの並びに特許及び特殊技術に係るものについて指名競争入札を行い、又は随意契約を行おうとする場合においては、前2項の規定は適用しない。 (契約事項)</p> <p>第113条 収支等命令者は、契約を締結するときは、当該契約に係る次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>かし担保の責任</u></p> <p>(8)～(18) 略</p> <p>2 略 (歳入歳出外現金の払出し)</p> <p>第135条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、収支等命令者は、所得税の過納額を還付するときは、支払額調書をもって、還付を受ける者からの請求書に代えることができる。</p> <p>3 略 (受入れ)</p>	<p>(8)～(19) 略</p> <p>2・3 略 (競争契約の人数)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 交際費、食糧費その他これらに類する科目からの支出に係るもの並びに特許及び特殊技術に係るものについて指名競争入札を行い、又は随意契約を行おうとする場合においては、前2項の規定は適用しない。 (契約事項)</p> <p>第113条 収支等命令者は、契約を締結するときは、当該契約に係る次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>契約内容の不適合に係る責任</u></p> <p>(8)～(18) 略</p> <p>2 略 (歳入歳出外現金の払出し)</p> <p>第135条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、収支等命令者は、<u>入札保証金、契約保証金及び所得税の過納額</u>を還付するときは、支払額調書をもって、還付を受ける者からの請求書に代えることができる。</p> <p>3 略 (受入れ)</p>

改正前	改正後
<p>第146条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品（<u>郵便切手類、薬品類、肥飼料及び原材料品を除く。</u>）</p> <p>（債権の保全）</p> <p>第174条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、<u>時効中断</u>のための必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（賠償責任を負うべき職員）</p> <p>第201条 法第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第146条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品</p> <p>（債権の保全）</p> <p>第174条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、<u>時効の更新</u>のための必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（賠償責任を負うべき職員）</p> <p>第201条 法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

別表第1の1の項中「非常勤（嘱託、講師等）職員の報酬」を「上記以外の者」に改め、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表の11の項中「留置人」を「被留置者」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の12の項中「留置人」を「被留置者」に改め、同項を同表11の項とし、同表中13の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第5</p> <p>集中契約除外物品表</p>	<p>別表第5</p> <p>集中契約除外物品表</p>

改正前	改正後
<p>1 備品類及び消耗品類のうち、次に掲げるもの  (1)～(4) 略  (5) 毒薬、劇薬、毒物、大麻、<u>覚せい剤</u>、麻薬、散布薬剤類  (6)～(17) 略  2～6 略  注 略</p>	<p>1 備品類及び消耗品類のうち、次に掲げるもの  (1)～(4) 略  (5) 毒薬、劇薬、毒物、大麻、<u>覚醒剤</u>、麻薬、散布薬剤類  (6)～(17) 略  2～6 略  注 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。